

○おいらせ町洋光台団地購入者紹介報奨金交付要綱

平成20年10月 1 日
告示第64号

(目的)

第1条 この告示は、おいらせ町（以下「町」という。）が所有する分譲地「洋光台団地」の販売を促進するため、当該分譲地の購入希望者を紹介した者（以下「紹介者」という。）に対し、報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の交付対象者及び交付額)

第2条 報奨金の交付対象者は、分譲地「洋光台団地」の購入希望者を紹介した個人とする。ただし、次に該当する者は交付対象者から除外するものとする。

- (1) 宅地分譲申込みをした本人と同居する者
- (2) 宅地建物取引を業とする者及びその社員

2 報奨金の交付額は、1区画につき、10万円とする。

(交付要件)

第3条 報奨金の交付は、町と購入希望者との間で分譲契約が成立し、売買代金が全額支払われた後とする。

(紹介書の提出)

第4条 紹介者は、あらかじめ購入希望者の同意を得て、洋光台団地購入希望者紹介書（様式第1号。以下「紹介書」という。）を町長に提出するものとする。

(受理書の交付)

第5条 町長は、前条の紹介書が提出されたときは、紹介書を受理してよいか購入希望者の承認を得たうえで、洋光台団地購入希望者紹介書受理書（様式第2号。以下「受理書」という。）を紹介者へ交付するものとする。ただし、町と購入希望者との間で、既に交渉等が行われている場合は紹介書を受理しないものとする。

2 受理書の有効期間は交付日から1年間とする。

(請求)

第6条 報奨金の交付を受けようとする紹介者は、洋光台団地購入者紹介報奨金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき、報奨金を支払うものとする。

(返還)

第7条 町長は、紹介者の紹介した内容に虚偽その他不正な行為が認められた場合は、報奨金の交付を受けた者に対し、交付された報奨金を返還させることができる。

(個人情報取り扱い)

第8条 紹介者は、購入希望者に関する個人情報を適正に取り扱うものとし、他に漏らし又は目的外に利用してはならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。